

各務原市公共事業用地取得に伴う

代替地登録制度

代替地登録制度とは？

私たちが住み、さまざまな活動を営んでいる、このまちをより住みよくするためには、道路や公園、下水道、そして教育、文化、福祉の施設などを計画的に整備していく必要があります。

ところが近年、こうした公共事業の整備に必要な用地を市が取得するときの補償として、代替地を希望される方への代替用地を提供していくことが大変困難になっています。

そこで、ご自分が所有している土地を譲渡してもよいとお考えの方に、あらかじめその土地を「代替地の候補地」として市に登録していただき、公共事業用地確保の円滑化を図っていこうとするのが本制度です。

ぜひご協力をお願いします。

登録できるのは？

代替地として登録できるのは次の要件を満たした土地です。

- (1) 1区画の面積がおおむね200㎡以上であること。
- (2) 所有権、所有面積及び境界が明確であること。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該土地が売買される日前までに設定された権利が抹消される見込みがあると認められるときはこの限りではありません。

登録の手続きは？

ご自分が所有している土地を公共事業用地の代替地として登録希望される方は、市にある「代替地登録申請書」により申請してください。

登録期間と登録中の土地利用は？

登録期間は、市が登録をした日から2年間です。2年間が経過したときは、再度登録することができます。

登録期間中も、当該土地の利用や処分などは自由にでき、取り消しの申出があれば、いつでも登録を取り消すことができます。

登録の利点は？

登録された土地を市が取得するときは、税制面で一定の条件を満たせば、特別控除と軽減税率の特例が受けられる場合があります。

詳しくは担当窓口でご相談ください。

問い合わせは？

〒504-8555

各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 企画総務部 管財課

Tel (058) 383-1111 内線2252 まで